

原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方（案）の概要について

1 基本的な考え方策定に当たっての方針

- ① 基本的に、平成 28 年 3 月に策定した「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の U P Z 圏内における避難対策に準ずるものとする。
- ② 原子燃料サイクル施設特有の事項、若しくは六ヶ所村特有の事項については新たに確認・検討する。

＜準ずる内容＞

- ・ 避難手段（海路避難は除く）
- ・ 避難所運営関係
- ・ 安定ヨウ素剤の配布体制
- ・ 避難退域時検査及び簡易除染
- ・ 医療機関、社会福祉施設等の避難 等

＜新たに確認、検討すべき内容＞

- ・ 避難対象者数
- ・ 避難先
- ・ 避難経路 等

2 新たに検討した内容

原子燃料サイクル施設特有の事項、若しくは六ヶ所村特有の事項として新たに確認・検討すべき内容等について、以下のとおり検討した。

（1）避難対象者数等

- ・ P A Z はなし、U P Z は再処理施設の 5 Km 圏内で六ヶ所村内のみ。
- ・ U P Z 内住民数は約 1,900 世帯、3,600 人。

（2）避難先

- ・ **村内避難**を基本とする。
- ・ なお、東通原子力発電所事故時においては北側への避難は実施しないことから、住民の混乱を避けるため、**村内南部への避難**とする。

（3）避難経路

- ・ **原則、国道 338 号及び県道 25 号を使用する**こととし、使用できない場合は代替ルートを使用する。ただし、同路線のうち原子燃料サイクル施設の近傍を通過する一部の区間は通行しないものとする。
- ・ なお、避難地区の状況等により上記路線以外の経路が最も安全かつ効率的な経路と判断される場合にはその経路を使用する。

3 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」に準じたもの

(1) 避難手段

避難行動要支援者がバス、他の住民は自家用車を基本とする。

(2) 避難所運営関係

六ヶ所全域に避難指示が出された場合、避難所運営には184人の要員が必要（実際には、2交代とする場合は2倍、3交代とする場合は3倍の要員が必要）となるが、避難所開設・運営要員が不足する場合は、青森県市町村相互応援協定に基づき、要員の派遣要請を県に行う。

要請を受けた県は、六ヶ所村以外の市町村に対し、応援を依頼するとともに、県職員の派遣を検討する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・ 別途村で定める「緊急配布実施要領」等に、基づき対応する。
- ・ 村は、役場から配布場所（一時集合場所）に安定ヨウ素剤を搬送し、配布することとする。
- ・ 原則、避難または一時移転の指示と併せて緊急配布の指示があった場合、配布する。ただし、施設敷地緊急事態において、村が必要と判断する場合は配布することができる。
- ・ 統括配布責任者、配布責任者及び配布担当者をあらかじめ決めておく。
- ・ 配布については、村は一時集合場所、県は避難退域時検査に併設した場所において行う。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

- ・ 六ヶ所村内の**避難退域時検査候補地で実施**する。

(5) 施設入所者等の避難先

事前に避難先をマッチングしておくことはしないが、**六ヶ所村近隣市町村の施設に避難**させることを基本とし、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」に基づき決定。